

自動車リサイクル法の適切な執行に向けた取り組み

2020年9月30日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

- <団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- <代表者> 会長 加藤 和夫
- <設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、
平成24年1月4日 一般社団法人に移行)

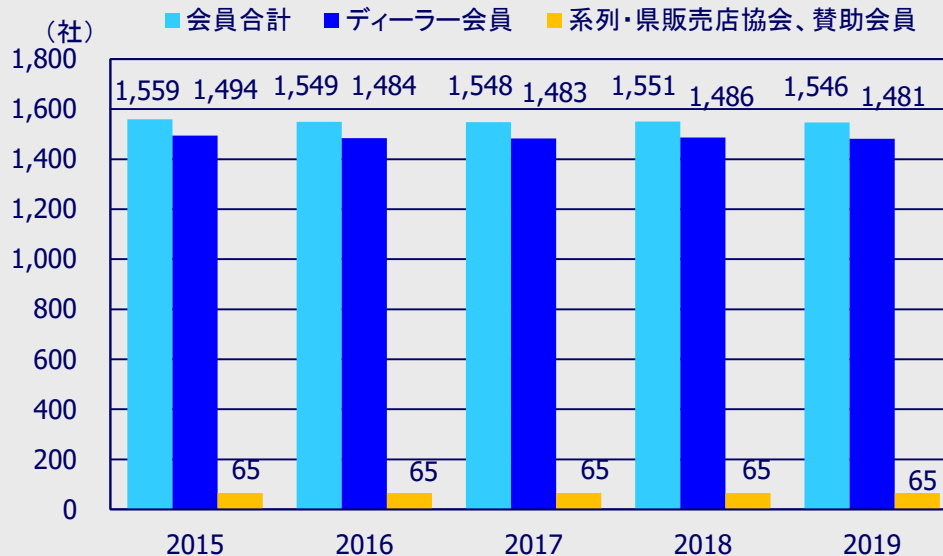
- <会員数> (自販連会員総合調査より)
 - 通常会員 1,481社 系列・県販売(店)協会62団体
 - 賛助会員 3団体
- <支 部>
 - 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

- <目 的>
健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に
寄与することを目的とする

会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

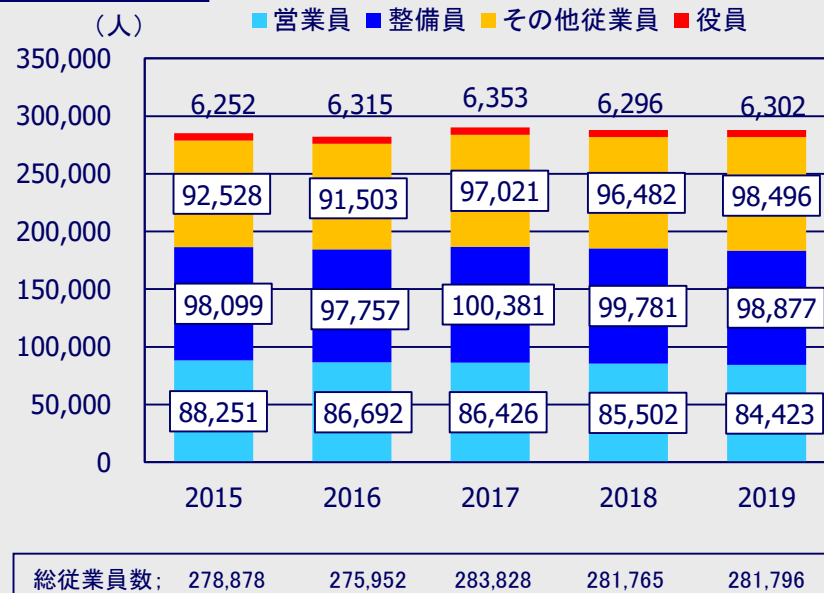
会員数



事業所数



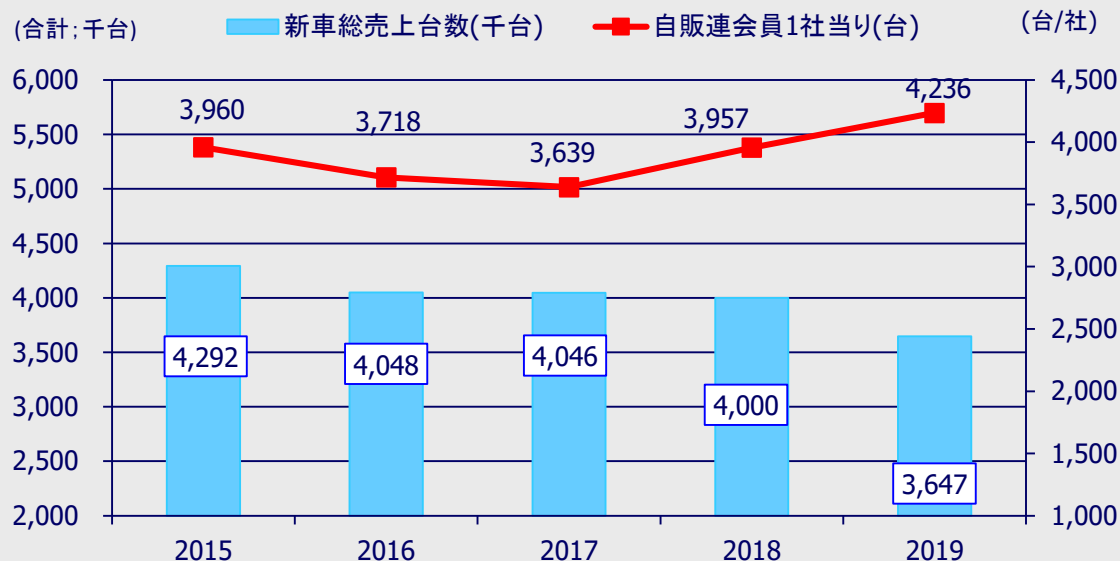
総従業員数



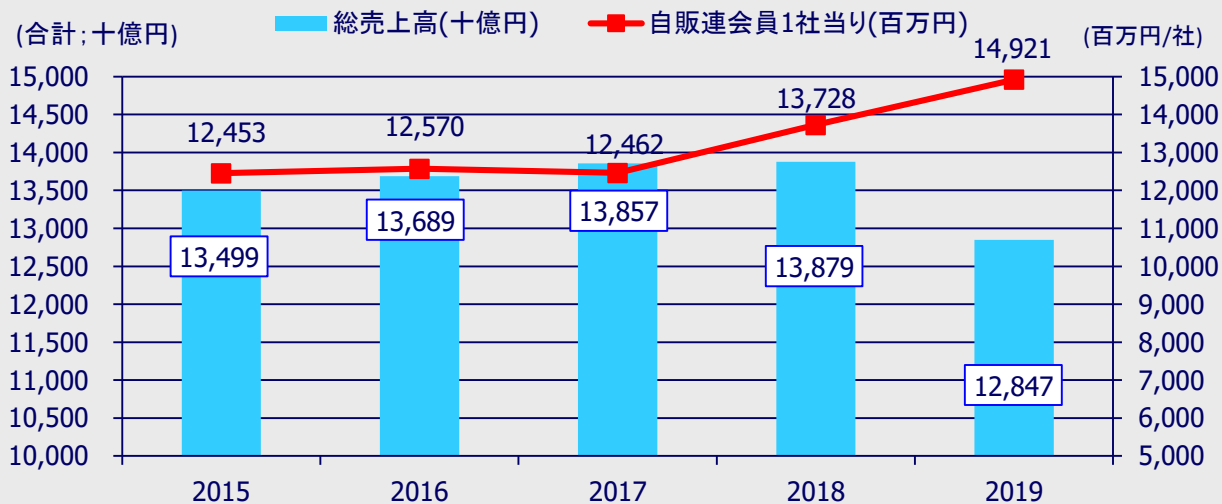
新車売上台数・総売上高 (自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

新車売上台数



総売上高



会員ディーラーの取り組み

1. お客様への周知

2. 引取業者としての業務

1. お客様への周知

◆商談時

車両価格表への記載

<資料1>

◆商談締結時

注文書(新車・中古車)への自動車リサイクル料金明細記載

<資料2-1>、<資料2-2>

◆納車時

自動車リサイクル券

<資料3>

2. 引取業者としての業務

- ◆最終所有者の意思確認を書面で行い
使用済自動車としての引取依頼は原則断らない
＜資料4＞
- ◆使用済自動車の引渡先の確認
基本契約を締結する
＜資料5＞

<資料1>

車種	ミッション	駆動方式	型式	車両本体価格	リサイクル料金	取得税		重量税	標準付属品セット価格	●印 当社標準付属品セット価格に含まれる付属品明細				
						自家用(3%)	事業用(2%)			付属品合計金額	フロアマット	カーナビ	エマージェンシーセット	その他
2500ハイブリッド	2WD	電気式無段変速	Hybrid アスリートG	5,590,963	13,090	免除	免除	49,200 (10,400)	5,850,163	259,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリートS	4,824,000	13,090	免除	免除		5,083,200	259,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリート	4,217,143	13,090	免除	免除		4,476,343	259,200	●	●	●	●
	4WD		Hybrid アスリートG Four	5,806,963	13,090	免除	免除		6,066,163	259,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリートS Four	5,040,000	13,090	免除	免除		5,299,200	259,200	●	●	●	●
			Hybrid アスリート Four	4,433,143	13,090	免除	免除		4,692,343	259,200	●	●	●	●
2500	2WD	8速A/T	アスリートG	5,045,073	13,090	126,000	84,000	5,266,473	221,400	●	●	●	●	
			アスリートS	4,248,000	13,090	106,100	70,700	4,469,400	221,400	●	●	●	●	
			アスリート	3,672,000	13,090	91,800	61,200	3,893,400	221,400	●	●	●	●	
	4WD		アスリートG iFour	5,281,691	13,090	132,000	88,000	5,503,091	221,400	●	●	●	●	
			アスリートS iFour	4,484,571	13,090	112,100	74,700	4,705,971	221,400	●	●	●	●	
			アスリート iFour	3,908,572	13,090	97,700	65,100	4,129,972	221,400	●	●	●	●	
3500	2WD	8速A/T	アスリートG	5,914,285	13,090	147,800	98,500	6,173,485	259,200	●	●	●	●	
			アスリートS	5,112,000	13,090	27,700	85,100	5,371,200	259,200	●	●	●	●	

●リサイクル料金(シュレッダーダスト料金・エアバッグ預り金・フロン検料金・情報管理料金・税金管理料金)は価格に含まれておりませんので別途心算です。
 ●リサイクル預託金が預託済みのお車を貴店車として譲渡する旧所有者(譲渡人)は、車両価値時分とリサイクル預託金相当額の合計額を新所有者(譲受人)からお受け取りになることにより、リサイクル預託金の返金を受けることが出来ます。詳しくは、カーライフパートナーにおたずねください。
 ★従公乗車(ハイブリッド乗用車)に対する取得税・重量税軽減対象(取得時:2015年3月末日まで)、重量税(2015年4月末日まで)の各軽減措置については、税率が免除。)内は免除額。
 ※特及登録分の減税対象につきましてはカーライフパートナーまでおたずねください。

<資料2-1>

新車注文書

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

・この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、
 取替の条件及び個人情報の取扱いについては記載
 したものですから、これらの事項をよくお読み頂
 き充分ご納得の上、ご署名（記名・捺印）して下
 さい。
 ・別途契約書を作成しない場合には、この注文書が
 契約書になります。
 ・自動車には、クーリングオフの適用はありません
 のでご注意ください。
 ・個人情報の取扱いにつきましては、裏面に記載し
 ております。

管理No	車名	型式	販売店
	ボディカラー	ボディカラー	販売店
	台数	希望納期 月 日	納期

現金(消費税別)	車両本体価格(%)
トータル価格	トータル価格
オプション価格	オプション価格
合計	合計

支払方法	1.現金 2.手形 3.口座引落 4.振込
現金	現金
手形	手形
口座引落	口座引落
振込	振込

自動車税(月)	自動車税
自動車取得税	自動車取得税
自動車重量税	自動車重量税
自動車保険料(月)	自動車保険料

納車費用	納車費用
下取車手続代行費用	下取車手続代行費用
下取車査定料	下取車査定料
資金管理料金	資金管理料金

新車登録時自動車リサイクル料金	新車登録時自動車リサイクル料金
リサイクル料	リサイクル料
リサイクル料	リサイクル料
リサイクル料	リサイクル料

下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額

支払金合計	支払金合計
うち消費税・地方消費税	うち消費税・地方消費税
現金お支払い総額	現金お支払い総額
納期	納期

品名	コード	個数	金額
車両本体			
オプション			
納車費用			
下取車手続代行費用			
下取車査定料			
資金管理料金			
合計			

新車登録時自動車リサイクル料金	新車登録時自動車リサイクル料金
リサイクル料	リサイクル料
リサイクル料	リサイクル料
リサイクル料	リサイクル料

下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額
下取車自動車リサイクル預託金相当額	下取車自動車リサイクル預託金相当額

現金お支払い総額	現金お支払い総額
納期	納期
納期	納期
納期	納期

氏名	住所
生年月日	性別
職業	勤務先
携帯電話	Eメール

氏名	住所
生年月日	性別
職業	勤務先
携帯電話	Eメール

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

氏名	住所
生年月日	性別
職業	勤務先
携帯電話	Eメール

氏名	住所
生年月日	性別
職業	勤務先
携帯電話	Eメール

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間
支払日	支払回数	支払期間

・この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されていません。

TEL:03-3444-0000
 FAX:03-3444-0001
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

印紙

車台ナンバー	車台ナンバー
車台ナンバー	車台ナンバー
車台ナンバー	車台ナンバー

- 1. 車台ナンバーを記入します。
- 2. 車台ナンバーを記入します。
- 3. 車台ナンバーを記入して車内入替え手続を依頼します。
- 4. 車台ナンバーを記入して車内入替え手続を行います。
- 5. 自動車登録(車台入替)には加入しません。

印

<資料2-2>

消費税率は、
2014.4.1以降登録は8%
2015.10.1以降登録は10%
となります。

U-Car 注文書

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

- 契約形態
1. 現金
 2. 後払
 3. 自社割賦
 4. 別借信用購入あっせん

本車の登録 国 日本自動車協会連合会
登録番号 第21-5004号
販売年月日 平成23年9月20日

この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、売買の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、買主注文者におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名（記名・捺印）下さい。
・別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
・自動車には、クーリングオフの適用はありませんのでご注意ください。
・個人情報の取扱いにつきましては、裏面に記載しております。

平成 年 月 日

担当店舗
担当スタッフ

管理No	車名	型式	型式	型式
車高本体価格(%)	付属品価格(%)	合計①	現金販売価格	合計②
支払方法	1.現金	2.手形	3.口座引落	4.割込
支払金	現金 (うち車込金)	下取車価格(台)	下取車残債(-)	計③
割賦金	割賦元金(①-②)	割賦手数料(③)	計④	割賦販売価格(①+④)
税金	自動車取得税	自動車重量税	計	区別
諸費用	諸車費用	下取車手続代行費用	下取車査定料	資金管理料金⑤
諸費小計(%)⑥	計⑦	計⑧	計⑨	計⑩
下取車自動車リサイクル預託金相当額	計⑪	計⑫	計⑬	計⑭
支払金合計(①+④+⑩)	うち消費税・地方消費税合計			

登録番号	年 月 日	年 月 日
車名	コード	数量
品名	コード	数量
金額		

自動車リサイクル預託金相当額

リサイクル料	シレッダーズ料	エアバッグ料	フロント料	情報管理料	預りサイクル預託金⑬	資金管理料金⑭(割込)
合計						

下取車

車名	型式	年式
車台番号	走行距離	登録番号
所有者		
残債先		
振替方法		

お客様現金お支払総額

買主注文者

氏名	住所	生年月日	性別	職業	携帯電話	FAX

借主

氏名	住所	生年月日	性別	職業	携帯電話	FAX

保証人

氏名	住所	電話番号

支払金

支払日	支払額	支払回数	支払期間

所有者

氏名	住所	電話番号

- 1 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。
割賦元金→残代金 割賦手数料→利息 賦金金計→残代金総額 割賦販売価格→支払総額
- 2 別借信用購入あっせんの場合の各額は次のように読み替えます。
割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割手数料 (支払回数2回以下の場合、消費税課税対象)
賦金金計→立替代金 割賦販売価格→支払総額 賦金金明細→支払内容
- 3 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細書に記入します。
- 4 手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。
- 5 販売車が未償却で、リサイクル法関連費用明細合計に金額表示がある場合(0円以外)で、かつ、エアバッグ、あるいはエアコンの装備があるにもかかわらず、エアバッグ料、あるいはフロント料金が0円の場合は、お客様が使用済車として引渡す時点で同料金のお支払いが必要となります。なお、その際、資金管理料金の支払いが必要です。
- 6 販売車が未償却で、リサイクル法関連費用明細合計が0円の場合、使用済車として引渡時に同費用の支払いが必要です。

自動車保険(車両保険)買主登録確認

<input type="checkbox"/> 1. 意定トロバットで加入します。	<input type="checkbox"/> 4. 他社で車両入替え手続きを行います。	確認印	確認日
<input type="checkbox"/> 2. 他社で加入します。	<input type="checkbox"/> 5. 自動車保険(車両保険)には加入しません。		
<input type="checkbox"/> 3. 〃に車両入替え手続きを依頼します。			

この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されていません。
車両に関わる税金は金額確定後に金額の精算をするものとします。

<資料3>

見本

0113281349

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	

<<料金欄>>

シユレッターダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,680

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>



※本券 (A券) は車両記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「※※※※」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない状態です。使用済自動車引渡時に整備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	
預託金額	¥8,680 (消費税込み)

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号

氏名・名称
事業所名称

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき、当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所在地
TEL.

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	

支払金額合計	¥9,060
シユレッターダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥380
フロン券による事前支払額	※※※※

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行

SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE

<資料4>

平成26年 9月 6日

使用済車引取依頼書

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。

連絡先	店舗名	
	担当者	

見本

下記の<車両>を下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

<車両>

車台番号	GX100-
登録番号	練馬 300
リサイクル券番号	0400-7557-
車名	
通称名(車名)	マ-22
車検満了日	27. 5. 12
年式	10年式
型式	GX100-ATPQK
引取時走行距離	162,917km
使用者	
所有者	
残債先	
(完済予定)	
残債精算方法	

<使用済車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は
名称 _____
住所 _____
電話番号 _____

<現車装備状況と預り預託金>

	装備状況	預託状況	預り預託金
シリンダーダスト料金	(有)	(済)・未	0
17インチ料料金	(有)・無	(済)・未	0
フロン料料金	(有)・無	(済)・未	0
(有りの場合)種別	CFC (HFC)		
情報管理料金		(済)・未	0
		合計	0

<条件>

使用済車残債		0
お客様	抹消登録手続代行費用(消費税込)	① 8,208
抹消登録預り法定費用		350
リサイクル法	預り預託金	0
支関連費用	資金管理料金(消費税込)	② 0
払	預り自動車税	0
額		
合計	(A)	8,558
販売店	使用済車引取価格	1,000
支	(課税事業者の場合)消費税・地方消費税	
払		
額		
合計	(B)	1,000
差引お客様支払額	(A)-(B)	7,558
消費税・地方消費税合計	(①+②) × (8/108)	608

(注)手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

005-1912-01-01

＜資料5＞



使用済み自動車引渡し契約書

引渡者: []株式会社 (以下「甲」という)と
 引取者: []株式会社 (以下「乙」という)は、
 甲から乙への使用済み自動車引渡しおよび甲が乙に引渡した使用済み自動車の解体処理等に関し、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (総則)

1. 甲および乙は、お互いに協力し、継続的な取引を行い、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとする。
2. 乙は、使用済み自動車の甲からの引取り、解体処理、破砕業者あるいは解体自動車全部利用者等(以下「破砕業者等」という)への引渡しに関し、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という)、「水質汚濁防止法」ならびに関係法令(以下合せて「法令」という)を遵守するとともに、二次公害の発生、生活環境の破壊、地域住民からの苦情および事故が起こらないように努めるものとする。
3. 前項において、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において問題を解決し、甲に対して一切迷惑をかけないものとする。但し、甲の責任に係すべき事由による場合を除く。
4. 甲は、乙への使用済み自動車の引渡しに関し、法令を遵守する。

第2条 (乙の許可事業の証明)

1. 乙の自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、別表1-1、1-2の通りであり、乙は、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
2. 乙の自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づくフロン回収業に係る登録は、別表1-3の通りであり、乙は、乙の登録を証するものとして、登録通知書の写しを甲に提出する。
2. 本条第1項の乙の許可事業あるいは第2項の登録事項に変更があったときは、乙は、速やかにその内容を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しあるいは登録通知書の写しを甲に提出する。
4. 乙は、情報管理センターおよび、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構への「システム登録完了通知書(仮称)」の写しを甲に提出する。

第3条 (情報収集および提供)

乙は、自動車製造業者等がエアバッグ類処理や解体処理についての適正化あるいは効率化に関する情報を提供している場合は、積極的にこれらを収集することに努める。

第4条 (使用済み自動車の引渡条件)

1. 甲は、別表2の甲の事業所にて、乙に自動車を引渡す。
2. 乙は甲から使用済み自動車の引取り依頼があった場合、原則3日以内に引取るものとする。但し、乙において特段の事情がある場合はこの限りではない。

使用済自動車引取台数 (中古車入庫・販売・在庫統計より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

	2014年4月 ～ 2015年3月	2019年4月 ～ 2020年3月
中古車入庫台数	1,692,786	2,384,935
A. (内 使用済自動車となった台数)	192,877 (11.4%)	138,085 (5.8%)
B. 使用済自動車として引き取った台数	86,375	40,095
使用済自動車合計 (A + B)	279,252	178,180

(台)